

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 課税時期に最終価格がない上場株式

Q : 夫が亡くなりました。遺産の上場株式の評価をしようと思い、亡くなった日の相場を調べてみたところ、その日に取引がないため値段が分からない銘柄があります。こんなときはどうするのでしょうか。

A : 課税時期にもっとも近い日の最終価格を課税時期の最終価格とします。

【解説】

上場株式の価格は、その株式が上場されている証券取引所の公表する課税時期の最終価格によって評価するのが原則ですが、課税時期の属する月以前3か月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額（最終価格の月平均額）のうち最も低い価額が課税時期の最終価格以下であれば、最終価格の月平均額の最も低い価額によって評価することになっています。これは、上場株式の取引価格が相当変動することに配慮した評価上の斟酌です。

ところで、ご質問のように課税時期にたまたま取引がないとか、休日であるというような場合には、その日の最終価格がありません。こんなときは、課税時期の前日以前の最終価格又は翌日以後の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格を採用することとされています。

また、例えば、課税時期が祝日で、その最も近い日に当たる前日と翌日のいずれにも最終価格があるというような場合には、それらの平均額を採用することとされています。



KIMIYO・I